

令和8年第5回  
志木市農業委員会総会議事録

令和8年5月28日

志木市農業委員会

令和8年第5回志木市農業委員会総会日程

令和8年5月28日（木）午前10時00分

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

- (1) 議案第9号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- (2) 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 議案第11号 令和7年度最適化活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

第4 諸報告

- (1) 報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第5 協議事項

- (1) 次回総会日程について
- (2) その他

第6 閉会

## 《議事録令和8年第5回》

### 志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月28日(木) 午前10時00分から午前11時00分

2. 開催場所 志木市役所 3階 大会議室3-3

3. 出席委員(11人)

会 長	13番	田中 満男	
委 員	1番	細田 公雄	
	2番	清水 隆司	
	4番	志村 二美重	
	6番	齊藤 正歳	
	職務代理	7番	波澄 洋子
	8番	佐藤 浩之	
	9番	金子 秀之	
	10番	三枝 将樹	
	11番	細田 次男	
12番	清水 修		
欠席	3番	池ノ内 善和	
	5番	小山 武英	

4. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

第4 諸報告

第5 協議事項

第6 閉会

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐野 由美子

書記 大石 和

## 6. 会議の概要

### ○事務局長

定刻になりましたので、令和8年第5回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、13人中11人でございまして、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

### ○田中会長

あらためまして、令和8年第5回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

#### 【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

### ○田中会長

ご異議なしと認め、6番 齊藤 正歳委員、7番 波澄 洋子委員にお願いいたします。併せて、書記として山下主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

(1) 議案第9号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

(2) 議案第10号『相続税の納税猶予に関する適格者証明』について

(3) 議案第11号『令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価』について

以上、上程いたします。

それでは、議案第9号受付番号27番、28番について、事務局朗読をお願いいたします。

### ○山下主事 【事務局説明】

本案件は、引き続き農業経営を行っている旨についての証明です。こちらは、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。受付番号2

7番、28番の申請人及び農地の状況につきましては、齊藤正歳委員に、ご同行いただいて、確認しております。この後、齊藤正歳委員よりご説明がございます。  
以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第9号受付番号27番、28番につきましては、齊藤正歳委員より、説明、報告を求めます。

○6番 齊藤正歳委員

会長の指名がありましたので、議案第9号受付番号27番、28番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である●●●氏、○○○氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、●●●氏、○○○氏の共有の土地となっています。9ページをお開きください。

市役所から県道を○○方面へ○○m進み、○○交差点を○折、○○km道なりに進み、交差点を○折、○○m進み○折、○○m進んだ○側の農地が申請地となります。

続きまして、10ページをお開きください。先ほどと同様、市役所から県道を○○方面へ○○m進み、○○交差点を右折、○○km道なりに進み、交差点を○折、○○m進み○折、○○m進んだ○側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■の現地を確認したところ、○○が栽培されており、適正に管理されておりました。

以上のことから、申請者である●●●氏、○○○氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第9号受付番号27番、28番について質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第9号受付番号27番、28番は可決されました。ありがとうございました。

続きまして議案第10号受付番号29番について、事務局より説明を求めます。

○山下主事【事務局説明】

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている要件としまして、1点目として、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2点目として、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

申請番号29番の農地の状況につきましては、田中満男会長に、ご同行いただいて確認してまいりました。

この後、田中満男会長よりご説明がございます。以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第10号受付番号29番につきましては、私、田中よりご報告いたします。本案件は、申請者である△△△氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。申請地は堤外と堤内に分かれており、堤外の申請地につきましては、11、12ページをお開きください。〇〇の付近が申請農地となっております。

事務局と同行して、申請農地である●●●番〇〇他★筆の現地を確認したところ、〇〇などが栽培されており、適正に管理されておりました。

続きまして、堤内の申請地につきましては、13ページをお開きください。

市役所から県道を〇〇方面へ〇〇m進み、〇折、〇〇m進み〇折、〇〇m進んだ〇側の農地が申請地となります。今回、被相続人△△△氏が死亡したことに伴い、相続があったもので、▲▲▲氏が後を継ぐものであります。事務局と同行して、申請農地である●●●丁目〇〇〇他★筆の現地を確認したところ、■■が栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である▲▲▲氏は、△△△氏の生存中から、ともに農業経営を行っており、相続税の納税猶予に関する適格者として、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

それでは、議案第10号受付番号29番について、  
質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行ないます。本議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第10号受付番号29番は可決されました。  
ありがとうございました。  
続きまして議案第11号について、事務局より説明を求めます。

○大石主事【事務局説明】

4 ページから 8 ページをお開きください。

農業委員会は、農業委員会に等に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、農業の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。本市農業委員会においても昨年、指針案を作成し、承認いただいたところです。この指針に基づき、毎年度ごとに、目標を設定し、点検・評価をし、公表することが義務付けられています。今回の議案では、「令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、ご協議させていただきます。

○田中会長

それでは、議案第 11 号について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、『令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価』について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第 11 号は可決されました。

ありがとうございました。

続きまして、日程第 4 の諸報告に入ります。

(1) 報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

こちらは専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、報告第 7 号 受付番号 6 番につきまして細田次男委員の報告を求めます。

○11 番 細田次男委員

会長の指名がありましたので、報告第7号 受付番号6番について、説明、報告を行います。14ページをお開きください。

申請地は、市役所から県道を〇〇方面へ道なりに〇km進み信号を〇折、〇〇m進んだ〇側の農地が受付番号6番の申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

ありがとうございました。

ただいまの報告第7号について、質問等がございましたらお願いいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、

令和8年6月25日 木曜日、午後2時、志木市役所2階 大会議室2-1で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、令和8年6月25日 木曜日、午後2時ということでよろしくをお願いいたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何も無いようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

- ① 生産緑地の買い取りあっせんについて
- ② 生産緑地の買い取りあっせんの確認について
- ③ 農地利用最適化活動活性化研修（羽生研修）について
- ④ 視察研修先検討について

以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和8年第5回農業委員会総会を閉会いたします。  
慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名  
押印する。

令和8年5月28日

志木市農業委員会議長 田中 満男

6番 齊藤 正歳

7番 波澄 洋子